

(((お問い合わせは)))

身体障害・知的障害に関するお問い合わせは、各区の地域福祉課へ

所在地	電話/FAX	交通機関
堺市堺区南瓦町3-1 堺区役所内(市役所)	TEL 228-7477 FAX 228-7870	南海高野線 堺東駅
堺市中区深井沢町2470-7 中区役所内	TEL 270-8195 FAX 270-8103	泉北高速鉄道 深井駅
堺市東区日置荘原寺町195-1 東区役所内	TEL 287-8112 FAX 287-8117	南海高野線 萩原天神駅
堺市西区鳳東町6-600 西区役所内	TEL 275-1912 FAX 275-1919	JR阪和線 鳳駅 南海バス 西区役所前
堺市南区桃山台1-1-1 南区役所内	TEL 290-1812 FAX 290-1818	泉北高速鉄道 梅・美木多駅
堺市北区新金岡町5-1-4 北区役所内	TEL 258-6771 FAX 258-6836	地下鉄御堂筋線 新金岡駅 南海バス 北区役所前
堺市美原区黒山167-1 美原区役所内	TEL 363-9316 FAX 362-0767	南海バス 美原区役所前 近鉄バス 美原区役所前

精神障害・難病等に関するお問い合わせは、各区の保健センターへ

所在地	電話/FAX	交通機関
堺市堺区甲斐町東3-2-6 保健医療センター内	TEL 238-0123 FAX 227-1593	南海バス 大寺南門前
堺市堺区協和町3-128-4 健康増進福祉センター内	TEL 241-6484 FAX 247-3201	南海バス 御陵通3丁 南海バス 旭ヶ丘北町
堺市中区深井沢町2470-7 中区役所内	TEL 270-8100 FAX 270-8104	泉北高速鉄道 深井駅
堺市東区日置荘原寺町195-1 東区役所内	TEL 287-8120 FAX 287-8130	南海高野線 萩原天神駅
堺市西区鳳南町4-444-1 鳳保健文化センター内	TEL 271-2012 FAX 273-3646	JR阪和線 鳳駅 南海バス 長承寺
堺市南区桃山台1-1-1 南区役所内	TEL 293-1222 FAX 296-2822	泉北高速鉄道 梅・美木多駅
堺市北区新金岡町5-1-4 北区役所内	TEL 258-6600 FAX 258-6614	地下鉄御堂筋線 新金岡駅 南海バス 北区役所前
堺市美原区黒山782-11	TEL 362-8681 FAX 362-8676	南海バス 船戸下 近鉄バス 美原区役所前

※育成医療の窓口は子育て支援課となります。

※美原区では、申請などの手続きを行う窓口は保健センターではなく地域福祉課となります。

※ちめが丘保健センターでは、申請などの手続きについては精神通院医療のみとなります。

平成26年3月発行
発行：堺市健康福祉局障害福祉部障害施策推進課
堺市行政資料番号：1-F5-13-0195

みんなのための 障害者総合支援法

利用者 かんたん ガイド



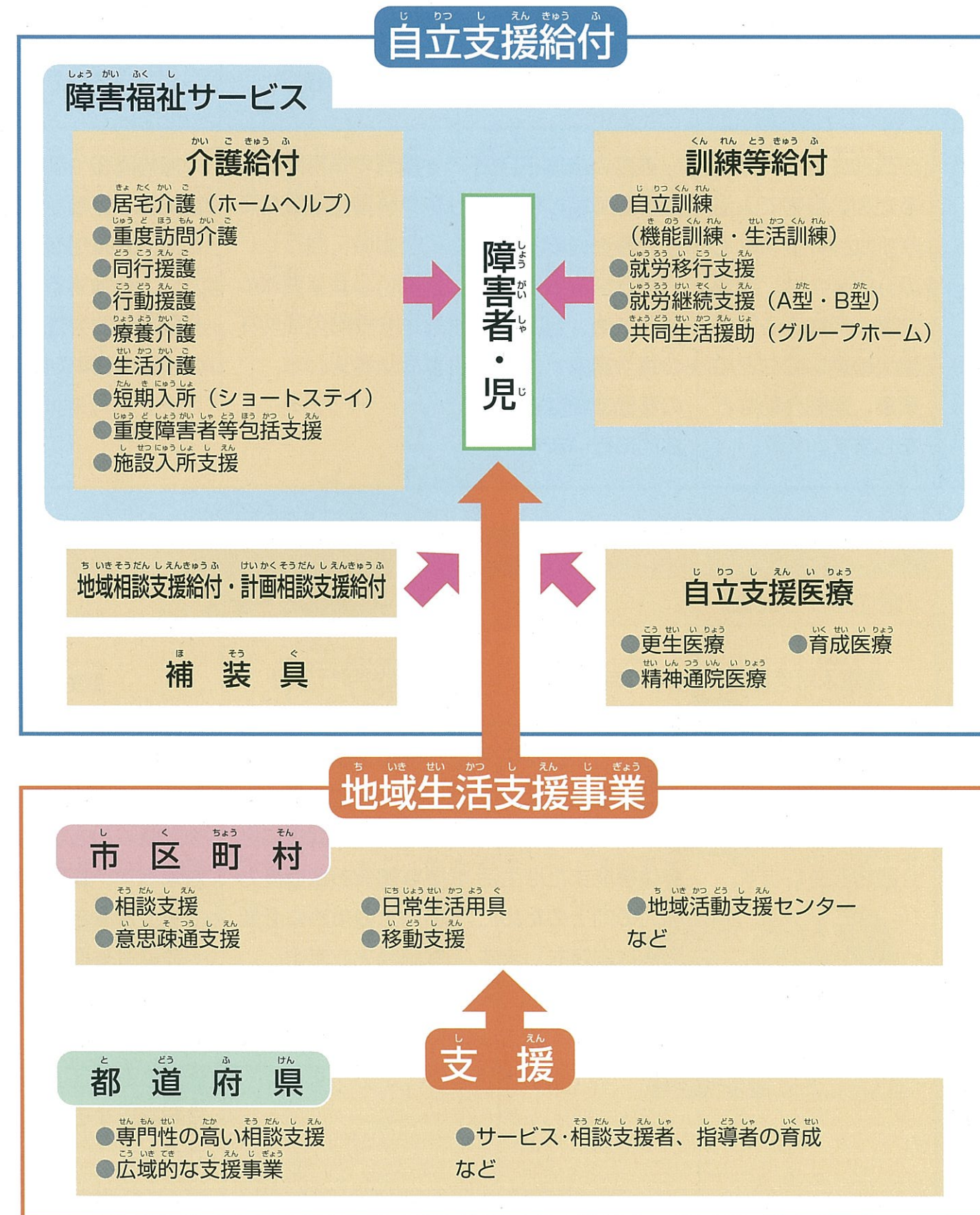
障害者総合支援法について

- 平成25年4月に「障害者自立支援法」が改正され、法律の名称も「障害者総合支援法」（正式には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」）に改められました。
- この法律は、障害のある方が基本的人権をもつ個人としての尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営むことができるよう、必要な支援を総合的に行うことにより、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としています。
- この改正に伴い、難病等により一定の障害がある方についても支援の対象となりました。

目次

障害者総合支援法のサービス体系	3
障害福祉サービスの名称と内容	4
地域生活支援事業（堺市が実施する事業）	6
障害福祉サービスの利用のしかた	10
サービスを利用したときにかかる費用	11
補装具費制度を利用する	13
自立支援医療費について	14
お問い合わせは	16

障害者総合支援法のサービス体系



障害福祉サービスの名称と内容

●利用者負担については11～12ページをご覧ください

種類	介護				給付			
	訪問系サービス				日中活動系サービス			
サービス名称	居宅介護 ＜ホームヘルプ＞	重度訪問介護	同行援護	行動援護	重度障害者等 包括支援	短期入所 ＜ショートステイ＞	生活介護	療養介護
内容	日常生活を支援するため、自宅で入浴や排せつ、食事などの介護または、調理、洗濯、掃除、生活必需品の買い物などの家事、通院介助などをします。	重度の肢体不自由や行動障害により常に介護を必要とする方の日常生活を支援するため、自宅での介護や家事、外出時の移動支援などを総合的にを行います。	重度の視覚障害により移動が困難な方の外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の補助などをします。	知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な方に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などをします。	常に介護が必要な方のなかでも介護が必要な程度が非常に高いと認められた方には、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。	自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴や排せつ、食事の介護などをします。	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴や排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話をします。

種類	介護給付	訓練等			給付	
	居住系サービス	日中活動系サービス			居住系サービス	
サービス名称	施設入所支援	自立訓練	就労移行支援	就労継続支援	共同生活援助 〈グループホーム〉	
内容	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴や排せつ、食事の介護などをします。	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練をします。	一般企業などへの就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練をします。	●A(雇用)型	●B(非雇用)型	夜間や休日、共同生活をする住居で、入浴や排せつ、食事の介護や相談などの日常生活上の援助をします。
				特別支援学校卒業者や離職した方などが対象です。雇用契約に基づき働きながら、一般就労も目指す事業です。定員の2割までの範囲で定員とは別に障害者以外の方を雇用することもできます。	年齢や体力面で一般就労が難しい方などを対象に、雇用契約は結ばずに、就労機会を提供する事業です。工賃の目標額を事業所ごとに定め、その引き上げを図ることとしています。	



地域生活支援事業

堺市が実施する事業

地域生活支援事業とは、全国一律の自立支援給付とは別に、地域での生活を支えるさまざまな事業について、地域の特性に応じた柔軟な事業形態により実施するものです。堺市が実施する事業としては、次のようなものがあります。

移動支援事業

屋外での移動が困難な方に対してガイドヘルパーが付き添いを行うことにより、外出の際の移動を支援します。

利用料

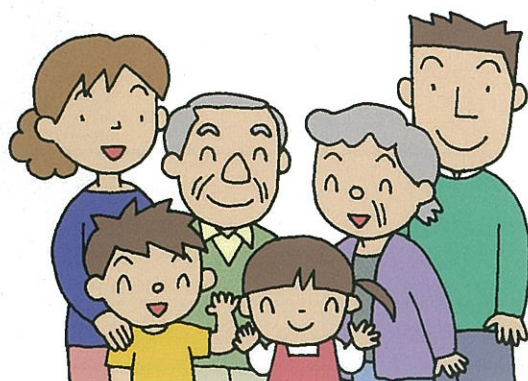
堺市では、一定時間数までの利用については無料とし、それを超える利用についてのみ1割負担(30分あたり80円となります。)が発生する仕組みとすることで、利用者の負担軽減、社会参加の促進を図っています。



区分	無料	1割負担
身体障害者	～25時間	～50時間
知的障害者・精神障害者	～18時間	～40時間
18歳未満の障害児（就学前の児童を除く）	～10時間	～20時間 (8月のみ40時間)
施設入所者(18歳以上)	一時帰宅中の外出	～15時間
	施設を起点とする外出(市内施設のみ)	～25時間
	施設を起点とする外出で、地域生活への移行を目指す場合(1年間のみ)	～15時間

※市民税非課税世帯の場合は、1割負担はありません。

※住民票上の世帯が原則ですが、18歳以上の場合は本人とその配偶者のみを世帯としてみなします。



日中一時支援事業

宿泊を伴わない短期入所（日帰りショートステイ）を提供します。

利用料

原則1割負担（所得状況によって負担上限月額があります）



所得区分	対象者	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯に属する方	0円
低所得	市民税非課税世帯に属する方	
一般	市民税課税世帯に属する方	4,000円

※住民票上の世帯が原則ですが、18歳以上の場合は本人とその配偶者のみを世帯としてみなします。

意思疎通支援事業

- 聴覚障害のある方に対して手話通訳者、要約筆記者の派遣などを行います。
- 堺市では上記に加え、平成22年10月から「重度障害者入院時コミュニケーション支援事業」を実施しています。



日常生活用具給付等事業

重度の障害者の日常生活がより円滑に行われるように、必要に応じて日常生活用具を給付します。

利用料

原則1割負担（所得状況によって負担上限月額があります）



所得区分	対象者	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯に属する方	0円
低所得	市民税非課税世帯に属する方	
一般	市民税課税世帯に属する方	24,000円 (ストマ用具・紙おむつ等の場合は2か月当たり)

※点字図書の場合、一般図書の購入価格相当額になります。

※住民票上の世帯が原則ですが、18歳以上の場合は本人とその配偶者のみを世帯としてみなします。

地域活動支援センター

創作的活動や生産活動、地域交流などを行う場です。



福祉ホーム

家庭環境、住宅事情などにより居宅での生活が困難な方に対して、居室や設備を提供するとともに、日常生活上の相談支援などを行います。



訪問入浴サービス

身体障害のため自力で入浴することが困難な方の居宅に訪問し、入浴サービスを提供します。



利用料 原則1割負担（所得状況によって負担上限月額があります）

所得区分	対象者	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯に属する方	0円
低所得	市民税非課税世帯に属する方	
一般	市民税課税世帯に属する方	4,000円

※住民票上の世帯が原則ですが、18歳以上の場合は本人とその配偶者のみを世帯としてみなします。

生活訓練等

日常生活上必要な訓練などを行うことにより、生活の質的向上を図ります。



社会参加支援

スポーツ、芸術文化活動などを行い、社会参加を促進します。



相談支援事業

次の各センターでは、必要な情報の提供や助言、権利擁護のための支援など、障害のある方の地域生活を総合的にサポートしています。



名称	所在地	電話/FAX	交通機関
堺区障害者基幹 相談支援センター	堺市堺区南瓦町3-1 堺区役所内(市役所)	TEL 224-8166 FAX 224-4400	南海高野線 堺東駅
中区障害者基幹 相談支援センター	堺市中区深井沢町2470-7 中区役所内	TEL 278-8166 FAX 278-4400	泉北高速鉄道 深井駅
東区障害者基幹 相談支援センター	堺市東区日置荘原寺町195-1 東区役所内	TEL 285-6666 FAX 287-6767	南海高野線 萩原天神駅
西区障害者基幹 相談支援センター	堺市西区鳳東町6-600 西区役所内	TEL 271-6677 FAX 274-7700	JR阪和線 鳳駅 南海バス 西区役所前
南区障害者基幹 相談支援センター	堺市南区桃山台1-1-1 南区役所内	TEL 295-8166 FAX 298-0044	泉北高速鉄道 梅・美木多駅
北区障害者基幹 相談支援センター	堺市北区新金岡町5-1-4 北区役所内	TEL 251-8166 FAX 250-8800	地下鉄御堂筋線 新金岡駅 南海バス 北区役所前
美原区障害者基幹 相談支援センター	堺市美原区黒山167-9 美原区役所別館内	TEL 361-1883 FAX 361-4444	南海バス 美原区役所前 近鉄バス 美原区役所前

障害福祉サービスの利用のしかた

申請からサービスを利用するまでの流れをご説明します。
 申請は堺市に対して行います。障害者支援施設などに入所している方は入所前に住んでいた市区町村に申請します。

※介護保険と共通するサービスについては、介護保険が優先適用されます。

1
相 談

堺市または指定特定相談支援事業者に相談します。サービスが必要な場合は区の窓口（16ページ）に申請します。

指定特定相談支援事業者：指定特定相談支援事業者とは、市町村の指定を受けた事業者のことで、障害福祉サービスの申請前の相談や申請をするときの支援、サービス等利用計画の作成、サービス事業者との連絡調整などを行います。

2
申 請

支給の申請を行うと、現在の生活や障害の状況についての調査（アセスメント）が行われます。

3
審査・判定

調査の結果をもとに堺市で審査・判定が行われ、どの位サービスが必要な状態か（障害支援区分）が決められます。

4
認定・通知

障害支援区分や生活環境、申請者の意向などをもとに、サービスの支給量などが決まり、受給者証が交付されます。

受給者証：サービスの支給が決まると交付されます。サービスの利用に必要な大切な情報が記載されていますので大切に扱いましょう。

5
事業者と契約

サービスを利用する事業者を選択し、利用に関する契約をします。

6
サービス利用

サービスの利用を開始します。



サービスを利用したときにかかる費用

サービスを利用したら、所得に応じた利用者負担額を支払います。ただし、費用の1割が上限となります。残りの額は市などが負担するしくみです。

障害福祉サービスにおける利用者負担

所得に応じて区分が分けられ、それぞれに利用者負担額が決められています。

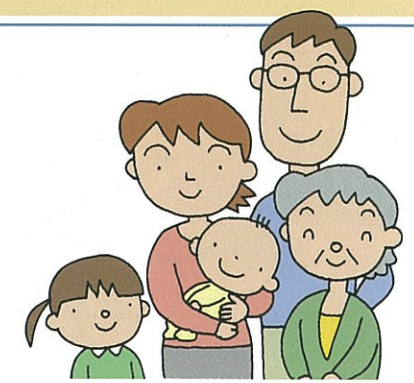
所得区分	利用者負担額（月額）〈ただし、費用の1割が上限となります。〉	
生活保護		0円
低所得		
一般 1	居宅で生活する18歳未満の障害児 居宅で生活する18歳以上の障害者及び20歳未満の施設入所者	4,600円 9,300円
一般 2		37,200円

- ※低所得：市民税非課税世帯に属する方
- ※一般 1：市民税課税世帯に属する方で、次のア又はイに該当する方
 - ア 居宅で生活している方で、市民税所得割額が16万円（18歳未満の場合は28万円）未満の方
 - イ 施設に入所している20歳未満の方で、市民税所得割額が28万円未満の方
- ※一般 2：市民税課税世帯に属する方で、「一般 1」以外の方
- ※世 帯：住民票上の世帯が原則ですが、18歳以上の場合は本人とその配偶者のみを世帯としてみなします。

上限額を超えたときは 〈高額障害福祉サービス等給付費〉

同じ世帯にサービスを利用する方が複数いる場合などでも、合算した額が算定基準額を超えた分は高額障害福祉サービス等給付費が支給され、負担が重くならないように配慮されています。

※補装具費（13ページ）の利用者負担額についても合算の対象となります。



日中活動系サービス・短期入所の食費負担の軽減

生活保護、低所得および一般1の方は、食費のうち人件費相当分は給付され、食材料費のみを負担します。

入所施設を利用している方への補足給付

◆20歳未満の施設入所者の場合

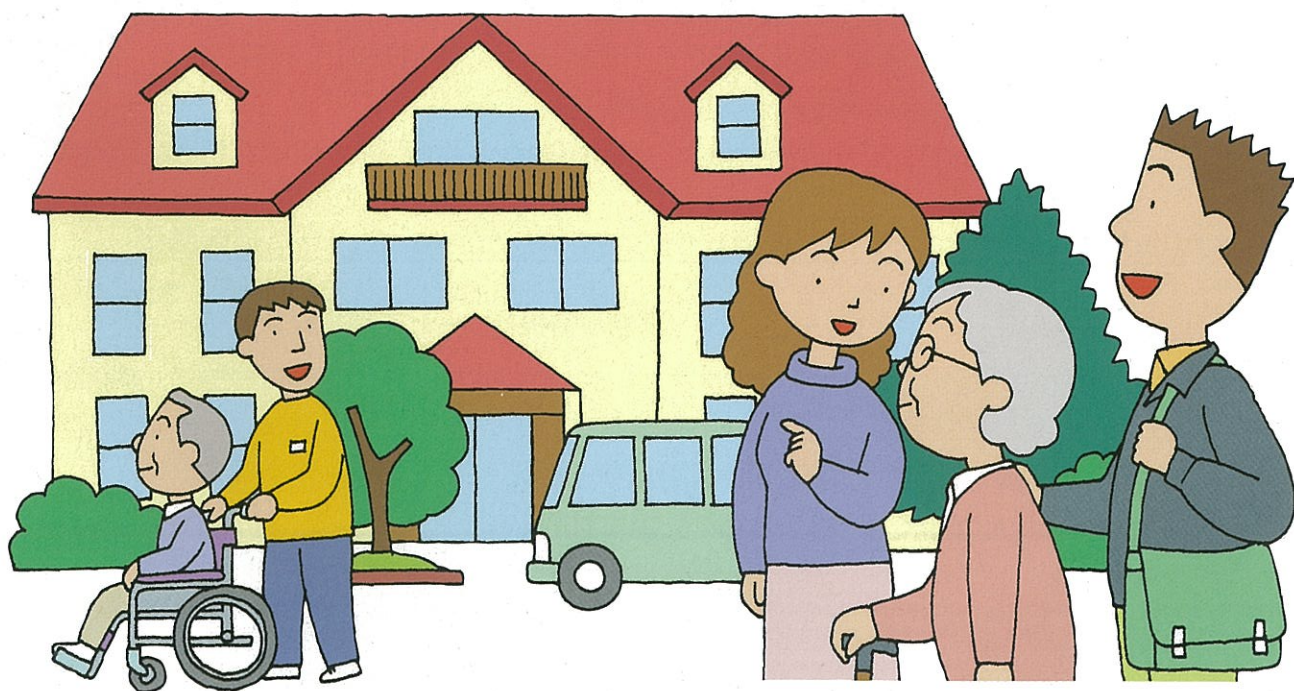
20歳未満の方の実費負担は、保護者が子どもを養育する一般の世帯で通常必要な費用と同じくらの負担になるように補足給付が行われます。

◆20歳以上の施設入所者の場合

生活保護や低所得の方は、申請により補足給付が支給され、実費負担が軽減されます。

共同生活援助（グループホーム）を利用している方への補足給付〔家賃軽減措置〕

生活保護や低所得の方は、申請により補足給付が支給され、家賃が軽減されます。（月額1万円を上限として支給されます。）



補装具費制度を利用する

補装具の購入費または修理費が軽減されます。

◆支給の対象となる補装具

車いす・電動車いす・歩行器・歩行補助つえ（一本杖を除く）・盲人安全つえ・義眼・眼鏡（色眼鏡を除く）・補聴器・重度障害者用意思伝達装置・義肢・装具・座位保持装置・座位保持いす・起立保持具・頭部保持具・排便補助具

※座位保持いす・起立保持具・頭部保持具・排便補助具は障害児のみ。



◆利用者負担について

所得に応じて、月額の利用者負担額が決められています。ただし、費用の1割が上限となります。

※なお、事前に購入したものについては、補装具費制度を利用することはできません。

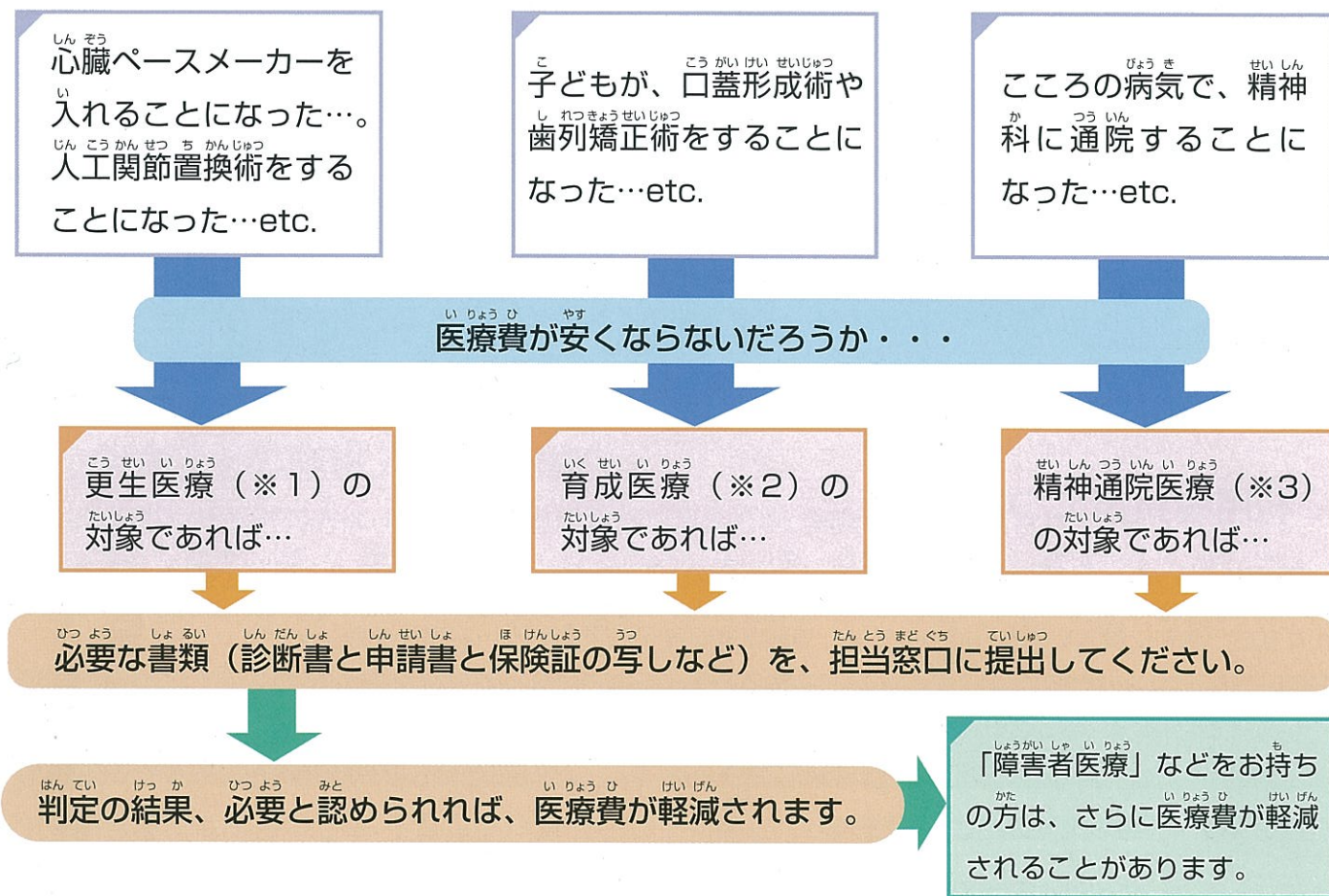
区分	対象者	利用者負担額（月額） 〈ただし、費用の1割が上限となります。〉
生活保護	生活保護受給世帯に属する方	0円
低所得	市民税非課税世帯に属する方	
一般	市民税課税世帯に属する方で、市民税最多納税者の所得割額が46万円未満の方	37,200円
	市民税課税世帯に属する方で、市民税最多納税者の所得割額が46万円以上の方	対象外 (実費での購入・修理となります。)

※住民票上の世帯が原則ですが、18歳以上の場合は本人とその配偶者のみを世帯としてみなします。

※堺市独自の負担軽減措置があります。



自立支援医療費について



更生医療（※1） 18歳以上の身体障害者の障害を除去または軽減を目的とした医療が対象です。 〈窓口〉 地域福祉課	育成医療（※2） 18歳未満の身体障害児の障害を除去または軽減を目的とした医療が対象です。 〈窓口〉 子育て支援課	精神通院医療（※3） 精神疾患の治療のために通院する際に必要な医療の給付を行います。なお、入院は除きます。 〈窓口〉 保健センター (美原区は地域福祉課)
--	---	---

～現在「障害者医療」などをお使いの方へ～

自立支援医療制度とは、別の制度になりますので、併用は可能です。

今、お使いの「障害者医療」などが使えなくなるわけではありません。

※受けられる医療機関・薬局などは、指定された自立支援医療機関になります。

自己負担割合と所得区分

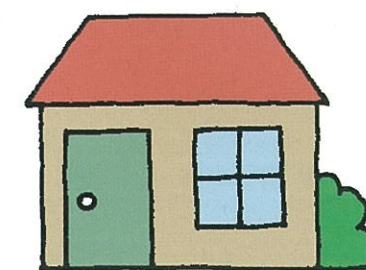
下の図の色部分に該当する方は、各所得区分に応じた自己負担額となります。ただし、医療費の1割が上限となります。また、入院時の食費（標準負担額）は自己負担です。

一定所得以下		中間所得層		一定所得以上
生活保護世帯	市民税 非課税 本人の収入が80万円以下	市民税 非課税 本人の収入が80万円を超える	市民税 (所得割)が3万3,000円未満	市民税 (所得割)が3万3,000円以上23万5,000円未満
所得区分① 負担0円	所得区分② 自己負担額2,500円	所得区分③ 自己負担額5,000円	所得区分④※1 自己負担額 医療保険の自己負担限度額 育成医療の経過措置 自己負担額 5,000円 自己負担額 10,000円	
	所得区分④ 自己負担額5,000円	所得区分④ 自己負担額10,000円	所得区分⑤ 公費負担の対象外 (医療保険の負担割合・負担限度額) 自己負担額 20,000円	

※1 育成医療における負担の激変緩和の経過措置を実施します。

※2 ①当面の「重度かつ継続」の範囲は以下のとおりです。

- 疾病や症状などから対象となる方
精神……統合失調症、躁うつ病、うつ病、てんかん、認知症などの脳機能障害、薬物関連障害（依存症など）、精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した方
更生・育成……心臓機能・腎臓機能・小腸機能・肝臓機能・免疫機能障害
 - 疾病などに関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる方
精神・更生・育成……医療保険の多数該当の方
- ②「重度かつ継続」の対象については、実証的な研究成果を踏まえ、順次見直し、対象の明確化を図ります。



世帯とは……

自立支援医療という世帯とは、実際に医療を受ける方と同じ医療保険に加入している家族のことです。

一緒に住んでいる家族でも違う医療保険に入っている場合、ここでは別の世帯として扱います。